

## 1月から高額療養費の自己負担限度額を変更

### ◎1月から自己負担限度額が変わりました

70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が、1月から下表の区分に変更となりました。

表 1月からの高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)

区分	所得要件(※1)	自己負担限度額	多数回該当(※2)
ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600~900万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210~600万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,000円
エ	210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	35,400円

※1 所得要件は全て基礎控除(38万円)後の所得額です。  
 ※2 多数回該当とは、過去12カ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

変更後は、所得要件が細分化され、これまでより、所得に応じた負担軽減が行われます。また、市国民健康保険の加入者で、平成26年12月31日が期限の限度額認定証を持っていた人には、新しい認定証を送付していますので、ご確認ください。

なお、70歳以上の人の自己負担限度額は変わり

●詳しくは  
市役所市民課国保年金係(☎・内線1070~1074)

ません。

詳しくは、市国保の加入者は上記担当、その他の健康保険の加入者は、それぞれの保険者まで。

### ◎医療保健と介護保険で高額の負担があった場合

市は、1年間の医療保険と介護保険の両制度の自己負担額を合計し、基準を超えた金額を支給します(高額医療・高額介護合算療養費制度)。これは、医療保険と介護保険の両方の自己負担がある世帯の負担軽減を図るために行うものです。対象者には、申請書をお送りします。

■支給要件 26年7月31日現在加入している医療保険の世帯単位で、25年8月から26年7月までの間に医療保険と介護保険の両方の自己負担額が基準額を超えている世帯

■算定基準額(26年7月31日現在で国民健康保険や後期高齢者医療と、介護保険の自己負担合算限度額)

所得区分	69歳以下	70歳以上
上位所得者世帯	126万円	67万円
一般世帯	67万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	31万円
住民税非課税世帯のうち、世帯員の合計所得が一定基準以下の世帯	34万円	19万円

## 27年度の市臨時職員の登録者募集しています

市は、平成27年度臨時職員の登録者を募集しています。

### ■募集職種と主な業務

- ▶事務補助員=事務全般(補助的なもの)
- ▶労務作業員=用務員(施設用務員、学校用務員)、清掃員、運転手など
- ▶牧野看視人=市営牧野の看視、管理など
- ▶保育士=保育所での保育業務
- ▶調理補助員=保育所での調理補助
- ▶除雪作業運転手=除雪車両の運転
- ▶看護師=西根病院での看護業務
- ▶病院窓口事務等補助員=西根病院での外来補助業務

■応募資格 27年4月1日現在、18歳以上の人で、健康な人

なお、次に示す資格・経験のある人は、優遇の

●詳しくは  
市役所総務課行政係(☎・内線1234)

対象になります。ただし、除雪作業運転手、看護師については、有資格者のみ募集します。

- ▶労務作業員=普通自動車免許
- ▶牧野看視人=大型特殊免許、家畜人工授精師
- ▶保育士=保育士免許・幼稚園教諭免許
- ▶調理補助員=調理師免許
- ▶除雪作業運転手=大型特殊免許、車両系建設機械技能講習修了【必須】
- ▶看護師=看護師(准看護師)免許【必須】
- ▶病院窓口事務等補助員=病院勤務経験者

■雇用期間・形態 臨時職員6カ月以内。勤務日、勤務時間などは職種によって異なります。

■応募方法 市役所本庁2階総務課、各総合支所地域振興課で配付する履歴書に必要事項を記入して、総務課へ提出してください(郵送可)。

■申込期限 2月4日(水) ※当日消印有効